

1. 基本的な方針

生物の多様性を保全し、生物資源の持続可能な利用を行うことを含む地球環境問題は、一国のみでは解決できない人類共通の課題であり、外交政策の主要課題の一つとして対処することが必要。

我が国はこうした考えの下、本分野にかかる多国間の取組みに積極的に参画してきた。具体的には、1993年に生物多様性条約、また2003年には同条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書を締結し、同条約及び議定書の効果的实施に向けた各国及び条約事務局との協力、同条約及び議定書の下での開発途上国への協力、右と連携した形での関連諸条約の実施等に取り組んでいる。

これと並び、開発途上国に対する政府開発援助(ODA)実施に際しても、各国における環境と開発の両立を図り、持続可能な開発を進めることを主要な課題と位置づけ、この観点から広範な支援を行っている。

2. 生物多様性条約等に関連した取組の現状

(1) 生物多様性条約及びカルタヘナ議定書の効果的实施に向けた取組

< 生物多様性条約の下での協力 >

(イ) 生物多様性条約は、地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全すること、生物資源を持続可能であるように利用すること、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること、を旨とした多国間条約であり、現在189カ国及び欧州共同体(EC)が参加している。

(ロ) 我が国は、2006年の第8回締約国会議(COP8)等の場において、2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させるという目標(2010年目標)の達成に向け、国家戦略の改定及び施策の実施状況の点検等を通じて真剣に取り組んでいることを紹介すると共に、各国による国家戦略の確実な実施を呼びかけている。また、各種作業部会(遺伝資源のアクセスと利益配分(ABS)、保護地域他)等の議論に積極的に参加している。ABSについては、COP8において、「法的拘束力のある国際的枠組み」に関する検討作業をCOP10(2010年開催予定)までに完了させることが決議されたことを受け、今後のCOP等の国際交渉に向けた対応を強化していく考え。

(ハ) 本年1月、COP10の我が国招致を閣議了解したことを受け、我が国開催に向けた働きかけを行っている。

- (二)我が国は同条約発効以来、義務的拠出金の最大の拠出国として、多大な財政的支援を行っており、広範囲をカバーする同条約の効果的な実施及び予算の効率的執行が行われるよう取り組んでいる。

<カルタヘナ議定書の制定及び効果的実施に向けた取組>

- (イ)カルタヘナ議定書は、現代のバイオテクノロジーにより改変された生物(LMO)が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に及ぼす可能性のある悪影響を防止するための措置を定めた議定書。現在、140カ国及びECが加盟している。
- (ロ)我が国は、2006年の第3回締約国会議(COP/MOP3)において、LMOの輸出に際して文書を添付することを確保するとの議定書上の義務の詳細について、COP/MOP1から行われてきた議論を決着させ、議定書の本格的実施を開始するために大きく貢献した。また、専門家作業部会(責任及び救済の分野等)に参加し、積極的に貢献している。
- (ハ)生物多様性条約同様、義務的拠出金については我が国が第一の拠出国。

(2)生物多様性条約及びカルタヘナ議定書の下での開発途上国への協力

生物多様性条約及びカルタヘナ議定書は、地球環境ファシリティ(GEF)を資金メカニズムに指定し、開発途上国等に対するプロジェクトに資金供与を行うことで、実施を促進している。

我が国は、GEFのパイロット・フェーズから主要メンバーとして参加しており、これまで米国に次ぐ第2の拠出国。資金供与方針や支援対象の議論にも積極的に貢献している。

(3)関連諸条約の実施

我が国は、関連する他の多国間条約として、水鳥の保護及び湿地の保全を目的としたラムサール条約、希少種の国際取引規制を目的とするワシントン条約等を締結している。生物多様性条約との連携を念頭にこれら関連条約を実施促進することを通じ、より重層的に生物多様性の保全に向け取り組んでいる。

3. ODA政策

(1)我が国の環境ODAに関する基本方針

- (イ)2003年8月に閣議決定された政府開発援助(ODA)大綱において、我が国は4つの援助実施の原則の一つとして環境と開発の両立を掲げるとともに、重点課題の一つに環

境問題を含む地球的規模の問題への取組を位置づけている。

(口)また、2002年に発表した「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ(EcoISD)」に基づき環境協力を実施している。EcoISDにおいては、自然環境保全を重点分野の一つとして取り上げ、保護区等の保護管理、森林、砂漠化防止及び自然資源管理に対する支援を行っていくこととしている。

(2)生物多様性に関する具体的な二国間協力事例

インド「ハリヤナ州森林資源管理・貧困削減計画」(円借款)

エクアドル「ガラパゴス諸島海洋環境保全協力計画」(技術協力プロジェクト)

マレーシア「ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム協力」(技術協力プロジェクト)

「生物多様性情報システム」(集団研修)

「マングローブ生態系の持続可能な管理と保全」(集団研修)等

(了)